

自転車ロードサービス利用規約

第1条（規約の目的等）

この規約は、株式会社エイチーム（以下、「当社」といいます。）の提携するサービス業者が、サービス利用者に対して提供する自転車ロードサービス（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。サービス利用者は、この規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。

第2条（対象自転車）

このサービスで対象とする自転車は当社の運営する自転車通販サイト cyma-サイマ-（以下、「cyma」といいます。）にて、2018年3月30日までに防犯登録付きで購入した自転車および新サイマスタンダード安心パック利用規約第2条に定める補償対象自転車を対象とします。

第3条（サービスの提供期間）

サービスの提供期間は、以下の通りとします。

- ①本人1年型、家族1年型：当社からの自転車出荷日から1年間
- ②本人3年型、家族3年型：当社からの自転車出荷日から3年間
- ③新サイマスタンダード安心パック：新サイマスタンダード安心パック利用規約 (https://cyclemarket.jp/static/page_termsAnshinPack) 第5条所定の期間に準ずるものとします

なお、①および②のサービス利用中に、サービスの利用者が契約期間の途中で解約・解除された場合、又は失効となった場合、当社は解約・解除日又は失効日以降、サービスの提供を行いません。

また、当社は、ご契約者及びサービス利用者に事前に通知することにより、サービスの提供を中止又は終了することができます。

第4条（サービス利用者の範囲）

サービス利用者は、以下の通りとします。

- ①本人1年型、本人3年型：自転車購入時に防犯登録を行った登録者
- ②家族1年型、家族3年型：自転車購入時に防犯登録を行った登録者、配偶者及び配偶者を

除く同居の6親等内の親族3親等内の姻族。(別居の未婚の子も含む)

③新サイマスタンダード安心パック：新サイマスタンダード安心パック利用規約 (https://cyclmarket.jp/static/page_termsAnshinPack) 第2条における補償対象者に準ずるものとします。

第5条 (サービスの内容)

1. 対象自転車が自力走行不能な状態となった場合に、対象自転車を自力走行不能な状態となった場所(自力走行不能となった場所から対象自転車を移動後に「自転車ロードサービスデスク」に連絡を行なった場合は、当該移動先を自力走行不能となった場所とみなします。)からサービス利用者の指定する場所まで搬送します。

2. このサービスは以下のとおりとします。

①本人1年型、家族1年型、本人3年型、家族3年型

提供時間 : 24時間 365日

提供地域 : 日本国内のみとします。(一部離島など対象外の地域があります。)

無料搬送距離 : 10kmまで(1km以内免責)

無料配送距離を超過した場合に係る費用は、サービス利用者の負担となります。

②新サイマスタンダード安心パック

提供時間 : 24時間 365日

提供地域 : 日本国内のみとします。(一部離島など対象外の地域があります。)

無料搬送距離 : 10kmまで

無料配送距離を超過した場合に係る費用は、サービス利用者の負担となります。

3. 鍵のトラブルに関して

(1) 鍵のトラブルに関するサービスの提供は、防犯上の理由により、第4条の定めに関わらずいかなる場合も対象自転車の防犯登録の名義人がトラブル現場にて身分証明を行い、立会いが可能な場合にのみ行います。

(2) 対象自転車の鍵の紛失もしくは対象自転車の不具合等により錠の解除が出来ない場合、本条第1項を利用前提としてサービス実施業者を手配します。

※万が一、サービス手配後に上記の条件を満たせないことが判明した場合、防犯上の理由によりサービス提供をお断りさせていただきます。既にサービス実施業者が出動している場合の出動料金は、サービス利用者のご負担となり、トラブル現場にて現金でお支払

いただくこととなります。

(3) 自転車の鍵に関わるトラブルの解消について、鍵の種類や状況・出動業者の装備によって対応が困難な場合が御座います。その場合にはサービス提供が出来ない場合がありますので、予めご了承下さい。また、鍵の破錠もしくはワイヤー、U字ロックの切断をする場合もありますが、これらに関わる損害は当会社及びサービス提供者ならびにサービス実施業者は一切の責任を負いません。

4. お店紹介業務に関して

トラブル現場付近の自転車ショップを紹介します。但し、修理の予約等のご連絡はサービス利用者自身での対応とし、当該ショップに関する営業や修理対応内容については、サービス利用者ご自身の責任において行うものとします。

第6条（ご利用上の条件）

1. サービスの提供は、下記の通りとする。

①本人1年型、家族1年型：対象期間内で1回

②本人3年型、家族3年型：対象期間内で3回

③新サイマスタンダード安心パック：新サイマスタンダード安心パック会員規約（https://cyclemarket.jp/static/page_termsAnshinPack）第5条所定の補償開始日が属する月を1ヶ月目とし、13ヶ月後の1日午後4時までには1回、以降12ヶ月毎に1回とします。

2. 第5条（サービスの内容）に規定する無料搬送距離を超過した場合にかかる費用は、サービス利用者のご負担となり、トラブル現場にて現金でお支払いただくこととなります。

3. サービス利用者が未成年者の場合は、サービス提供者による親権者の同意確認が必要となります。

4. サービス提供者は、サービス利用のご連絡をいただいた際、聞き間違いを防ぐなどサービスの提供を適切かつ円滑に遂行するために、通話記録を保存する場合があります。

5. 交通事情、気象状況などにより、サービスの提供に時間がかかる場合、又はサービスの提供ができない場合があります。時間を要したこと、又はサービスの提供ができなかったことでサービス利用者には何らかの損害が発生しても、当社及びサービス提供者ならび

にサービス実施業者は一切の責任を負いません。

第7条（サービス利用者の義務）

1. 警察への届出が必要な事故のとき、警察への届出が未済の場合や、車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合などサービスの提供ができない場合があります。
2. サービスをご利用の際には、現場作業時にサービス利用者の立会いが必要となります。現場での立会いができない場合は、サービスの提供ができない場合があります。
3. サービス利用者は、サービス提供者及びサービス実施業者に対して、サービスの提供に必要な協力を行わなければなりません。協力をいただけない場合、サービスの提供ができない場合があります。
4. なお、サービスを提供した後に、サービスの対象ではないことが判明した場合、お申し出の情報がサービスご利用時又はご利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合は、サービスの提供に要した一切の費用はサービス利用者のご負担となります。

第8条（サービスの提供ができない場合）

1. 自力走行不能な状態となった原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
 - ①対象自転車の盗難・紛失（部品を含む）
 - ②サービス利用者の故意又は重大な過失
 - ③サービス利用者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為
 - ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ⑤地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - ⑦上記⑥以外の放射線照射又は放射能汚染
 - ⑧差し押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑨航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送中の事故
2. 次のいずれかに該当する間に自力走行不能な状態となった場合には、サービスの提供ができません。ただし、新サイマスタンダード安心パックによるサービスの提供の場合は本項1号は適用を除外します。

- ①自力走行不能となった場所が自宅から半径 1km 以内の場所
- ②競技、競争もしくは興行又はこれらのための練習
- ③自転車の性能試験を目的とした試運転における運転
- ④上記②、③に掲げるいずれかのことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転。ただし法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自転車を用いて上記②、③のいずれかのことを行っている間は除きます。
- ⑤道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自転車を運転している間
- ⑥麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転している間

3. 以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。

- ①サービス利用者から自転車ロードサービスデスクへ事前のご連絡が無い場合
- ②サービスを提供する際に使用する道路あるいは地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース又はラリーを目的とする場所等）、自然保護又は環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、また、出動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）及び自然災害により危険が予知される地域や作業が困難な場所である場合
- ③対象自転車が違法改造又は後付パーツを装着している、もしくは自転車の形状により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、又は作業が不能となるような自転車である場合
- ④対象自転車が道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）第 9 条の 3 で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合
- ⑤対象自転車が道路交通法施行規則第 9 条の 4 で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（政令に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合
- ⑥対象自転車が道路交通法第 62 条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合
- ⑦サービス利用者が本規約に違反した場合、又はサービス提供者が、サービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第 9 条（個人情報の提供及び利用への同意）

サービス利用者は、当会社及びサービス提供者がサービスを提供するため、サービス利用

者に関する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、その他サービス利用資格の有無を判断するための情報等）を必要に応じた範囲内でサービス提供者に対して提供すること、サービスの記録及び利用状況を当会社、サービス提供者又はサービス実施業者との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

第10条（サービスの提供に伴う損害）

サービスの提供に伴い、対象自転車の破損、人身事故その他の損害が発生した場合において、当会社及びサービス提供者は、故意又は重大な過失がない限り、それらの損害に対する賠償責任を負わないものとします。

第11条（サービスの内容の変更）

当会社は、サービスの内容を予告なく変更できるものとし、その効力は、cyma への掲載後に発生するものとします。

第12条（代位）

当社及びサービス提供者は、サービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに関する費用の額を限度とし、かつ、サービス利用者の権利を害さない範囲で、サービス利用者がその者に対して有する権利を取得します。

第13条（規約の追加・変更）

当社は、運営上必要と判断した場合、または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または事前通知なく、この会員規約を変更できるものとします。

第14条（その他）

1. 本規約の解釈・適用については日本法に準拠するものとします。
2. この会員規約に記載が無い事項は、cyma 利用規約の内容が優先されるものとします。
3. 本規約により解決できない問題が生じた場合には、会員と当社は、双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
4. 会員と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2017年4月1日 施行

2018年3月31日 改定